

産業技術連携推進会議 ライフサイエンス部会 デザイン分科会
運 営 要 領

(名称)

第1条 本会は「産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会」(以下「分科会」という)と称する。

(目的)

第2条 分科会は、地方公設試験研究機関、独立行政法人産業技術総合研究所、関係官庁、関係地方公共団体などの相互の協力体制を強め、産業デザイン分野等に関する業務活動の充実・強化を図ることにより、広く地域のデザイン振興に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 分科会では前条の目的を達するため次の事項について、審議・討論する。

- 一 産業デザイン分野等の研究開発課題及び技術指導課題に関する事項
- 二 産業デザイン分野等の研究調整や協力並びに共通の技術的課題に関する事項
- 三 地域のデザイン振興に関連する様々な情報の交流に関する事項
- 四 産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会での協議提案事項の審議及び部会への提案に関する事項
- 五 その他、地域のデザイン振興に係わる業務活動の充実・強化に関する事項

(構成員)

第4条 分科会の構成員は、産業技術連携推進会議議員が属する機関の職員及びライフサイエンス部会会員のうち、会員登録を希望する者とする。また、分科会事業活動に関連する団体等の方をオブザーバーとして参加させることができる。

(組織)

第5条 分科会には、特化した技術分野の研究開発等に関する連携や情報の交流活動を行う研究交流会を設置することができる。

2. 研究交流会には、幹事及び副幹事をおくことができる。
3. 研究交流会の設置は、役員会において決定する。

(ブロック)

第6条 全国を次の6ブロックに分ける。

- 一 北海道・東北(北海道 青森 秋田 岩手 宮城 山形 福島)
- 二 広域関東(東京 千葉 埼玉 神奈川 茨城 栃木 群馬 山梨 長野 新潟 静岡)
- 三 東海・北陸(愛知 岐阜 富山 石川 三重)
- 四 近畿(滋賀 福井 和歌山 奈良 大阪 京都 兵庫)
- 五 中国・四国(岡山 広島 島根 鳥取 山口 香川 徳島 高知 愛媛)
- 六 九州・沖縄(福岡 大分 宮崎 佐賀 長崎 熊本 鹿児島 沖縄)

(役員)

第7条 分科会には次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名程度
- 三 ブロック幹事 各ブロック1名

(総会及び研究発表会)

第8条 会長は年2回、総会及び研究発表会(両者を併せて以下「会議」)を招集する。ただし、必要があれば随時招集することができる。

2. 会議の議長は開催機関に属する構成員から会長が指名する。
3. 総会の開催は6ブロックの輪番制を原則とする。
4. 研究発表会は原則関東管内で開催する。
5. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところとする。なお、議決権は分科会会員の属する機関単位毎に一票を付与する。
6. 総会及び研究発表会の開催機関に開催事務局を置き、分科会事務局と連携のもと事業を推進する。
7. 会議の議事録は、開催事務局が作成する。

(役員を選出)

第9条 会長は、会議に諮り決定する。

2. 副会長は会議の開催事務局を務める機関(以下「開催機関」)に所属する構成員から会長が任命する。
3. ブロック幹事は別に定めるブロック毎に1名を会長が任命する。
4. 会長・副会長はブロック幹事を兼ねることができる。

(役員の任期)

第 10 条 会長の任期は原則 2 年、副会長は前回会議開催日から自身が開催機関となる会議開催日までの概ね 1 年とする。役員に事故があったとき、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 . ブロック幹事の任期は、原則 2 年とする。
- 3 . 役員の再任は妨げないものとする。

(役員の会務)

第 11 条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 . 副会長は会長を補佐する。
- 3 . ブロック幹事は所属するブロック内の連絡調整を行い、他の役員とともに分科会運営の検討を行う。

(事務局及び役員会)

第 12 条 会長の属する公設試験研究機関に事務局を置く。

- 2 . 役員により役員会を構成する。
- 3 . 役員会は会長により招集される。なお、役員会は必要に応じ書面による開催とすることができる。

(その他)

第 13 条 この要領の他、必要な事項は、産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会運営細則に定める。

また、この要領及び細則に定めなきことについては、会議において協議し別に定めることができる。

附 則 この要領は平成 21 年 7 月 3 日から施行する。

- 2 . 平成 21 年 7 月 2 日の総会において、本運営要領承認に際し、会長が他の役員を任命するに当たっては、所属機関、ブロックなどの推薦を十分に考慮すべき旨、決議。
- 3 . 平成 21 年 11 月 5 日の会議において、次の修正を決議。
 - ・ 第 8 条 2 項及び、第 9 条 1 項の「総会」を「会議」という表現に変更。
 - ・ 第 8 条 3 項に「原則」という表現を追加

産業技術連携推進会議 ライフサイエンス部会 デザイン分科会
運 営 細 則

(目的)

第1条 産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会の開催に当たり、「産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会運営要領」(以下「要領」という)に基づく分科会の運営を円滑に推進するため、「産業技術連携推進会議ライフサイエンス部会デザイン分科会運営細則」(以下「細則」という)を定める。

(会長の選出)

第2条 会長は、6ブロックの輪番を原則として役員会で次期会長候補を選出の上、会議に諮り決定する。選出の順番は、要領第6条のブロック番号順を原則とする。

(会長の業務)

第3条 会長は次に上げる業務を行う。

- 一 デザイン分科会に関すること
 - ・分科会活動の運営
 - ・役員会を招集し検討事項を協議
 - ・会議開催機関の選定及び折衝
 - ・会議での提案決議の準備
 - ・会議開催にかかる企画内容の決定
 - ・議事録の確認・監修
 - ・分科会資料の保管
 - ・関係団体との連絡調整
 - ・その他、分科会の運営に係る事項
- 二 ライフサイエンス部会に関すること
 - ・ライフサイエンス部会との連絡調整
 - ・その他、ライフサイエンス部会から要請された事項

(副会長の業務)

第4条 副会長は次に上げる業務を行う。

- 一 会長の補佐
- 二 会長が事故又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 三 会議開催の事務局として、会議開催計画の立案、開催案内の作成・送付、参加者のとりまとめ、会議の進行、議事録作成などを行う。

(ブロック幹事の業務)

第5条 ブロック幹事は次に上げる業務を行う。

- 一 所属するブロック内の連絡調整
- 二 役員会における分科会活動の企画及び運営に関する協議
- 三 新幹事が選出された場合、旧幹事はその旨を速やかに分科会事務局へ連絡

(研究交流会の構成員と活動)

第6条 研究交流会の構成員は、分科会構成員のうち、参加を希望するものとする。

2. 研究交流会では次の事項について情報交換及び協議・討論する。
 - 一 地域のデザイン振興に係わる研究開発及び技術指導に関する事項
 - 二 地域のデザイン振興に係わる情報交流に関すること
 - 三 その他、地域のデザイン振興に係わる技術の向上に関する事項

(研究交流会の開催、新設等)

第7条 研究交流会は、共通のテーマで継続的に開催する(継続型研究交流会)ほか、その時々々の時流を得たテーマのもと一回完結型でも開催することができる。

2. 分科会構成員より研究交流会の新設等の提案があった場合は、役員会において協議し決定する。

(研究交流会幹事の選出と業務)

第8条 各研究交流会は、その継続的な展開や効果的な運営の必要性などを踏まえ、構成員の協議により、幹事及び副幹事をおくことができる。

2. 研究交流会幹事は次に上げる業務を行う。
 - 一 研究交流会活動の企画、運営、報告
 - 二 新幹事が選出された場合、旧幹事はその旨を速やかに分科会事務局へ連絡
3. 研究交流会副幹事は次の業務を行う。
 - 一 幹事の補佐
 - 二 幹事が事故又は欠けたときは、幹事の職務を代理する。

(研究交流会幹事の任期)

第9条 研究交流会幹事及び副幹事の任期は原則2年とする。

2. 研究交流会幹事及び副幹事の再任は妨げないものとする。

(役員等の名簿について)

第10条 分科会事務局は、次に上げる名簿等を作成し、変更があった場合は、適宜更新する。

- 一 役員名簿(会長、副会長、ブロック幹事)
- 二 継続型研究交流会リスト(会の名称、幹事・副幹事)

(会計)

第 1 1 条 分科会会計は会長が経理するが、個別の会議開催経費については開催機関が執行管理する。分科会開催経費は、参加者負担及び関係団体の賛助金等により、開催機関の責任のもとに執行する。

2 . 総会・研究発表会以外の機会に研究交流会として独立したイベントを開催する場合、その開催経費については研究交流会幹事が執行管理する。

(附則)

この細則は平成 2 1 年 1 1 月 6 日から施行する。